# 〇総務省告示第三十二号

及 分 別  $\mathcal{O}$ 割  $\mathcal{O}$ 75 表 無 技 時 多 第 線 術 設 分 三 元 号 接 備 的 割 条 複 続 17 規 件 信 則 方 (3) を 式 方  $\mathcal{O}$ 昭 定 式 携 規 帯 定  $\Diamond$ を 和 る 用 無 に 件 基 + 線 1 る づ 五 通 き、 年 信  $\mathcal{O}$ t 電  $\mathcal{O}$ を 部 行 平  $\mathcal{O}$ 波 監 を う う 成 次 5 無 理  $\mathcal{O}$ 線 + 委  $\equiv$ ょ 六 員 局 う 会  $\mathcal{O}$ 年 に 送 総 規 兀 改 信 務 則 **GHz** 省 第 正 を 装 す 超 置 告 + る。 え で 示 八  $\equiv$ 第三 号) あ 0 六 て、 第 百  $\equiv$ GHz 兀 以 + + 周 下 波 八 九 数 号 条  $\mathcal{O}$ 周 分  $\mathcal{O}$ 波 シ 六 割 ン  $\mathcal{O}$ 数 複 九  $\mathcal{O}$ 信 グ 第二 電 方 ル 波 式 丰 を を 項 t 第 送 用 IJ 信 1 ア す 号 る 周 波 及 る ŧ ŧ 数 び  $\mathcal{O}$ 

平成三十年一月二十五日

総務大臣 野田 聖子

正 後 次 欄  $\mathcal{O}$ に 表 撂 に げ ょ り、 る 規 定 改  $\bigcirc$ 正 傍 前 線 欄 を 12 付 掲 L げ 又 る は 規 破 定 線  $\mathcal{O}$ 傍 で 井 線 ん を だ 付 部 L 分 又  $\mathcal{O}$ は ょ 破 う 線 に で 改 井  $\Diamond$ W る だ 部 分 を ح れ 12 順 次 対 応 す る 改

シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、 同上

改正後

改正前

[1·2 略] 周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

欄及び下欄に掲げるとおりとする。 置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に使用する搬送 設 設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装 3 設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装

		\.d.	`+	226
		波による送信	連続する搬送	送信の種別
[略]	下	一、七一〇畳を超え一、七八五畳以	[略]	送信する搬送波の周波数帯
[略]		[略]	[略]	用いて送信する最大の搬送波の数キャリアアグリゲーション技術を

[4·5 略]

(1) 基地局の送信装置

(		
	離調周波数	不要発射の強度の許容値
	[魯]	[略]
	上穴幕田○・○	任意の一〇〇��の帯域幅における平均電力が(二)一三
		dB以下の値。ただし、離調周波数が一○・五��以上の場
		合において、一、四七五・九毗を超え一、五一〇・九毗
		以下、一、八〇五眦を超え一、八八〇眦以下又は二、一
		一〇毗を超え二、一七〇眦以下の周波数の電波を使用す
		る基地局にあっては、任意の一、○○○妣の帯域幅にお
		ける平均電力が(二)一三B以下の値とする。

り適用する。 り適用する。 の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一○��未満の周波数帯に限 「、一、八○五��を超え一、八八○��以下、フは二、一一○��を超え二、一七○��以下 下、一、八○五��を超え一、八八○��以下、一、四七五・九��を超え一、五一○・九��以下 に、一、四七五・九��を超え一、五一○・九��以下、一、四七五・九��を超え一、五一○・九��以下

[2 4 略]

(2)

度の許容値は、次に定めるとおりとする。 7 設備規則別表第三号17③の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強

[1·2 同上]

欄及び下欄に掲げるとおりとする。 での周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中選がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に使用する搬送置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に使用する搬送設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装

[同上]	[同上]	
	四・九畳以下	
[同上]	一、七四四・九畳を超え一、七八	波による送信
[同上]	[同上]	連続する搬送
用いて送信する最大の搬送波はキャリアアグリゲーション技術	送信する搬送波の周波数帯	送信の種別

4.5 同上

6 同上]

(1) 基地局の送信装置

The second secon	
離調周波数	不要発射の強度の許容値
[恒斗]	[厄牛]
一○・○五眦以上	任意の一〇〇帖の帯域幅における平均電力が(二)一三
	BM以下の値。ただし、離調周波数が一○・五眦以上の場
	合において、一、四七五・九畳を超え一、五一〇・九畳
	以下、一、八三九・九畳を超え一、八七九・九畳以下又
	は二、一一○眦を超え二、一七○眦以下の周波数の電波
	を使用する基地局にあっては、任意の一、○○○妣の帯
	域幅における平均電力が(二)一三BB以下の値とする。

2~4 同上]

(2) 同上

7 同上

# (2) 陸上移動局の送信装置 [1) 略]

五十、四九六・六十以上一、八四九六・六十以上一、八四九六・六十十八四十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	四九六・六十十二 一、四七五・九十二、	上二、○二五 <b>ル</b> 以下、二、 一一○ <b>ル</b> 以上二、一七○ <b>ル</b> 以下、三、四○○ <b>ル</b> 以上三 、五○○・六 <b>ル</b> 以下及び三 、五○○・六 <b>ル</b> 以上三、六	工船, 本	一、〇〇〇 <b>基</b> 以上一二・七	业。此以上九六○此以下	[略]	七七三 	
<ul><li>1 一、七一○<b>此</b>を超え一、七五○<b>此</b>以下の周波数の電波を使用するもの</li></ul>	[略]			[略]	1 七一八 <b>眦</b> を超え七四八 <b>眦</b> 以下、九○○ <b>眦</b> を超え九一五 <b>眦</b> 以下又は一、七一○ <b>眦</b> を超え一、七五○ <b>眦</b> 以下の周波数の電波を使用するもの任意の一、○○○��の帯域幅における平均電力が(一)五○��以下の値	[略] [2 略]	<ul><li>1 五○BM以下の値</li><li>一)五○BM以下の値</li><li>一、七五○W以下の周波数の電波を使用するもの</li><li>1 七一八冊を超え七匹八冊以下又は一、七一〇冊を超</li></ul>	[1] [2] [2] [3] [4] [4] [5] [5] [5] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6

# (2) 陸上移動局の送信装置[(1) 同上]

○・九 <b>眦</b> 以下 一、八三九・九 <b>眦</b> 以上一、五一 八四四・九 <b>眦</b> 未満	四九六	一、○○○ L U L I I I I I I I I I I I I I I I I I	九四五眦以上九六〇眦以下	[同上]		七七三眦以上八〇三眦以下	[同上]
1 一、七四四・九 <b>眦</b> を超え一、七四九・九 <b>眦</b> 以下の周波数の電波を使用するもの任意の一、○○○妣の帯域幅における平均電力が( 日意の一、○○○妣の帯域幅における平均電力が(	[同上]	[同上]	1 七一八 <b>帆</b> を超え七四八 <b>吡</b> 以下、九○○ <b>吡</b> な形、七四四・九 <b>晌</b> を超え一、七四九・九 <b>1</b> 七一八 <b>晌</b> 以下の盾波数の電波を使用するもの 任意の一、○○○��の帯域幅における平均電力が( 一)五○��以下の値	[同上]	以下の値	を超え一、七四九・九畳以下の周波数の電波を使用す1 七一八畳を超え七四八畳以下又は一、七四四・九畳	

	[2 略]
○・、八四五歳以上一、八八	[略]
[略]	[略]
二、一一〇帖以上二、一五	[略]
三・六畳未満	
二、一五三・六畳以上二、	1 七一八畳を超え七二三・三三畳以下の周波数の電波
一七〇版以下	を使用するもの
	任意の一、〇〇〇帖の帯域幅における平均電力が(
	一)三○m以下の値
	2 1に掲げる以外のもの
	任意の一、〇〇〇㎞の帯域幅における平均電力が(
	二)五〇dB以下の値
三、四〇〇世以上三、四一	1 一、七一○妣を超え一、七五○妣以下の周波数の電
九•四\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	波を使用するもの
	任意の一、〇〇〇㎞の帯域幅における平均電力が(
	一)五〇dB以下の値
	2 1に掲げる以外のもの
	任意の一、〇〇〇쌊の帯域幅における平均電力が(
	一)三〇m以下の値
三、五〇〇・六畳以上三、	1 一、七一○妣を超え一、七五○妣以下の周波数の電
六〇〇妣以下	波を使用するもの
	任意の一、〇〇〇㎞の帯域幅における平均電力が(
	二)五〇dB以下の値
	2 1に掲げる以外のもの
	任意の一、〇〇〇帖の帯域幅における平均電力が(
	<del>_</del> d

	[2 同上]
一、八四四・九點以上一、	[同上]
八七九•九\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
[匝斗]	[恒斗]
二、一一〇世以上二、一五	[一回二]
四ル未満	
二、一五四量以上二、一七	1 七一八㎞を超え七二三・三三㎞以下の周波数の電波
○₩以下	を使用するもの
	任意の一、〇〇〇妣の帯域幅における平均電力が(
	一)三〇BM以下の値
	2 1に掲げる以外のもの
	任意の一、〇〇〇妣の帯域幅における平均電力が(
	一)五○dBm以下の値

に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。
、この表のそれぞれのチャネル間隔が一・○八畳の送信馬波数帯幅の許容当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・○八畳の送信装置の占有周波数帯幅の許容当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・○八畳の送信装置の占有周波数帯域の許容に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2 注1の規定にかかわらず、連続する二の周波数の搬送波を同時に送信する送信装置にあっては、九旭以上四七〇��未満、七一〇��を超え一、八八〇��を超え一、八八〇��を超え一、八八〇��を超え一、八八〇��を超え一、八八〇��を超え一、八八〇��を超え一、八八〇��を超え一、八八〇��を超え一、八八〇��を超え一、八八〇��を超え一、八八〇��を超え一、八八四・五��未満、一、九一五・七��を超え二、八〇五��未満、二、〇二五��を超え二、八八四・五��未満、一、九一五・七��を超え二、八〇五��未満、二、〇二五��を超え二、八八四・五��未満、一、九一五・七��を超え二、八〇五��未満、二、〇二五��を超え二、八八四・五��た。同時に送信する各撥送波のチャネル間隔の組合せが五��と七の場合は二七・四二五��以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せの場合は一五��の組合せの場合は三四・七��以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せの場合が一〇��と一〇��の組合せの場合は三四・七��以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せの場合は三四・八五��以上離れた周波数帯に限り、この表が一〇��と一��の組合せの場合は三四・八五��以上離れた周波数帯に限り、この表が一〇��と一��の組合せの場合は三四・八五��以上離れた周波数帯に限り、この表が一〇��と一���

# 3略

ものの技術的条件 時分割複信方式を用いるもののうち、三・四島を超え三・六島以下の周波数の電波を送信する デングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、

# [1 7 略]

度の許容値は、次に定めるとおりとする。 8 設備規則別表第三号173の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強

## (1) 略

② 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
[略]	[略]
一、〇〇〇點以上一八號未	[略]
満(一、八四五畳以上一、	
八八〇妣以下、二、〇一〇	
妣以上二、○二五妣以下及	
び二、一一〇妣以上二、一	
七〇畳以下を除く。)	

る周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。)の中心周波数からの周波数以上とな波数帯域(当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・○八畳の送信装置の占有周波数間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域(チャネル間隔が一・○八畳のもの間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域(チャネル間隔が一・○八畳のものする送信装置にあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネルする送信装置にあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル

[3 同上]

一同上

## (1) 同 上

8

同上

[1~7 同上]

(2) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。) の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
[匝식]	[厄斗]
一、〇〇〇妣以上一八號未	[同上]
満(一、八三九・九畳以上	
一、八七九・九畳以下、二	
、〇一〇眦以上二、〇二五	
眦以下及び二、一一○眦以	
上二、一七〇妣以下を除	
<° )	

備考 表中の [ ] の記載は注記である。	(3) · (4) 略	[注 略]	[略] [略]	○此以下	一、八四五眦以上一、八八 [略]
	[3) · (4) 同上]	[注 同上]	[同上] [同上]	八七九・九帖以下	一、八三九・九쌦以上一、 [同上]